

様式2（第3の6関係）

会 議 の 概 要

1 会議名 (審議会名)	宝塚市社会福祉審議会 小委員会(令和7年度第3回)
2 開催日時	令和8年(2026年)2月20日(金) 18時00分～20時00分
3 開催場所	宝塚市役所 4階 政策会議室
4 出席委員 (敬称略)	<参加者> 松岡克尚、志方龍、今北さゆり、赤松弘治、梅田幸子、加藤めぐみ、 大谷喜久、木本大輔、塩見淳
5 公開不可・一部 不可の場合の理由	
6 傍聴者数	0人
7 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
8 議題及び結果の 概要	<p>(1)開会</p> <p>(2)議事</p> <p>1)宝塚市第6次障害者施策長期推進計画の骨子案について</p> <p>【事務局】</p> <p>・資料に関する説明</p> <p>【会長】</p> <p>本計画の基本理念および基本目標は、これまでの計画を継承し、変更しない方針である。また、5つの体系についても従来どおり維持する。ただし、啓発・広報の項目に「情報」を追加している。</p> <p>さらに、来年度から策定する長期計画において、重点項目を設定している。重点項目以外の内容も計画に盛り込むが、重点項目が特に力を入れる領域を示す指標となる。この重点項目の妥当性について、意見を求めたい。現行計画の重点項目と、事務局から提案された新たな重点項目との違いは、意思決定支援の推進、情報保障・意思疎通支援、サービス提供体制の充実の3点を新たに重点項目として追加した点である。ただし、重点項目は全体で8項目という枠は変わらないため、既存項目の再編を行っている。</p> <p>具体的には、意思決定支援の推進を「権利擁護支援」に統合し、福祉教育を「発達支援」に統合したことで2枠が空き、その空いた枠に「情報保障・意思疎通支援」と「サービス提供体制の充実」を新たに配置した。</p> <p>これにより、宝塚市として今後特に力を入れる領域が明確化される一方、重点項目の見え方は従来と変わることになる。来年度から始まる新計画の策定は、この8つの重点施策を基盤として議論を進めることになるため、これらの再編内容が妥当かどうかについて意見を求めたい。</p>

【委員】

新たに追加された重点項目のうち、体系の「啓発・広報・情報」に含まれる「情報」という表現について、市民にとって意味が広すぎてイメージしにくいのではないかと考えた。特に、情報保障の意味を含めるのであれば、多少長くなっても「情報保障」と明記する、あるいは「情報」以外のより具体的な語に置き換えるなど、表現の工夫が必要ではないか。「情報」という語は範囲が広く、市民にとって内容が伝わりにくいため、改善の余地があると考えがどうか。

【事務局】

「情報」という表現については、市民にとって分かりにくいのではないかという指摘について、部内でも同様の意見が出ていた。啓発・広報と並列で示す場合、語のニュアンスが揃わず分かりにくい点が課題として認識されており、「情報保障」と表現を改める案が挙がっていた。今回の委員からの意見は、事務局内の検討内容とも一致しているため、「情報」を「情報保障」に変更する方向で対応したい。

【会長】

体系の「啓発・広報・情報」の項目を「情報」から「情報保障」に変更する。続いて、新たに追加する重点項目である「情報・意思疎通支援」と「サービス提供体制の充実」を加えることについてはいかがだろうか。

重点項目は全体で 8 項目に限られるため、追加に伴い既存項目の整理が必要となり、その結果として「社会的孤立にある人への支援」が重点項目から外れることになった。この点についてはいかがだろうか。

【委員】

社会的孤立にある人への支援という項目が重点項目から外れたことについて、これが取り組みの中止を意味するものではないと先ほど説明があった。地域で孤立を防ぐ取り組みは引き続き重要であり、社会福祉協議会の活動など、孤立しやすい人々が集える場づくりを含め、地域生活支援の充実の中で発展的に位置づけられると認識している。そのため、社会的孤立への支援が「地域生活支援の充実」に吸収される形と考えており、違和感はない。

【会長】

「社会的孤立にある人への支援」を「地域生活支援の充実」に組み込むという提案があった。障害のある方は孤立しやすい傾向があるため、孤立に着目した支援が重要になってくると考えられる。そこで重点項目として「地域生活支援の充実」に付け加える形が望ましいのではないかと意見が述べられた。これについて事務局の見解はどうか。

【委員】

先ほど「社会的孤立にある人への支援」は「地域生活支援の充実」に吸収されているとの説明があり、その点について違和感はない旨を伝えたかった。項目名自体は現行のままで問題なく、その中に「社会的孤立にある人への支援」が含まれているとの説明を受け、そのように理解している。

【会長】

委員から、「社会的孤立にある人への支援」が「地域生活支援の充実」に吸収されていると理解したため、項目名を変更せずとも問題はないという意見があった。見かけ上の分かりやすさの観点から、明記した方がよいという意見はないか。

もしなければ、「地域生活支援の充実」の中に「社会的孤立にある人への支援」を含むことを前提とした方向で進める。

【事務局】

今回の骨子案では、分野別施策(5つ)および重点項目(8つ)を提示しているが、今後の審議会では、現行計画と同様に、各重点項目の下に具体的な取り組み内容を細分化して示す予定である。

その際、「地域生活支援の充実」の中に、「社会的孤立にある人への支援」も一つの要素として明記する方向で検討している。もし違和感や異論がなければ、その方針で次回以降の資料で提示したい。

【会長】

福祉教育を「学齢期における発達支援」と並列に配置することについて、個人的には違和感がある。この配置が適切かどうかについても意見を求めたい。

【委員】

会長の指摘のとおり「福祉教育」と「学齢期における発達支援」を同列に並べることには違和感がある。

しかしその一方で福祉教育について一般的に想起される内容として、通常学級への障害児受け入れや仲よし学級のような障害児に合わせた教育などが挙げられる。また、近年は発達障害のある子どもが適切に把握されるようになっている一方、支援が遅れている現状がある。そのため、学齢期の発達支援を重点的に取り組む必要があると認識している。

つまり「学齢期における発達支援」が「福祉教育」に含まれるのかが現状分かりにくいという背景から、宝塚市としての意図を明確にするために、あえて並列に配置したのではないかと考えている。

【会長】

「学齢期における」はあくまで「発達支援」の修飾語であり、実質的には「福祉教育」と「発達支援」が並列に置かれている。両者を同じレベルの項目として扱うことに違和感がある。

一方で、福祉教育を他のどの項目に移すべきかについては明確な代替案が見つかりにくく、事務局としても配置に苦慮した結果、現行案の形になったと理解している。より適切な配置や表現があるのであれば、委員からの提案を求めたい。

【委員】

福祉教育は学齢期に限定されるものではなく、地域住民全体を対象とする広い概念であるため、「学齢期における発達支援」と並列に置くと、あたかも学齢期に限定された福祉教育のように受け取られる可能性があると感じた。

しかし福祉教育をどの項目に配置すべきかについて、地域生活支援や相談支援とも性質が異なるため、適切な配置先の判断が難しい。それでも「福祉教育」と「発達支援」は離れた方が良いと考えている。

【会長】

現行案だと、福祉教育が学齢期に限定されている印象を与えかねないという意見があった。

【委員】

福祉教育の位置づけについて、現行案のように「学齢期における発達支援」と並列に置くことには違和感がある。福祉教育は様々な人々が学び、情報を得る機会を広く提供するものである一方、発達支援は発達障害の早期把握と適切な支援につなげるものであり、性質が異なる。しかし福祉教育をどの項目に配置すべきかについては明確な代替案が見つからない。

【会長】

違和感はあるが、福祉教育をどこに入れたら良いか分からないという意見があった。

【委員】

重点項目の 8 つの枠組みについて、現時点で項目名だけを確定させるのではなく、今後それぞれの項目にどのような具体的施策が入るのかを確認した上で、再度見直す柔軟なやり方もあるのではないかと思った。

また、長期推進計画の理念が障害当事者本人に偏っているように感じた。障害のある本人だけでなく、その家族も日常生活に困難を抱えている現状があり、家族への支援の視点も重点項目に含めてほしい。例えば「地域生活支援の充実」の中に、

家族が「親としての役割を果たせるよう支援する」といった内容を盛り込めるのではないかと思った。以上を踏まえ、現段階では重点項目の枠組みを大まかに定めつつ、具体的施策が示された段階で再度検討する方法も考えられる。

【会長】

基本理念について、障害者本人に視点が偏っている印象があるため、「障害の有無にかかわらず」という点をより明確に打ち出す表現に見直す必要があるのではないかとの意見が示された。具体的にどういった点を修正すべきかについて、他に提案はあるか。

また、重点項目は8つに整理されているものの、その下位項目にあたる具体的施策の内容が現段階では明確でないため、委員が判断しにくい状況であるとの指摘があった。これを踏まえ、事務局に対し、現時点で想定している下位項目や具体的な取り組み内容についての補足はあるか。

【事務局】

現時点では重点項目の下位項目について具体的に議論できておらず、「地域生活支援の充実」に「社会的孤立にある人への支援」を含める方向性が示されている程度である。

そのため次回以降の審議会で具体的施策を提示し、委員からの意見を踏まえ、重点項目自体の修正も行うという柔軟な進め方も検討する。

【委員】

福祉教育をどこに配置するかを検討した場合、「地域生活支援の充実」に含まれるのではないかと考えた。なぜなら「地域生活支援の充実」を「地域生活支援における支援体制の充実」と捉えると、その支援体制の充実には福祉教育が必要になってくると思っているためである。

【会長】

福祉教育を「地域生活支援の充実」に持っていくという意見で合っているか。

【事務局】

小項目として位置づける方法も妥当ではないか、という意見である。

【会長】

福祉教育を「地域生活支援の充実」の下位項目として位置づける案が出てきた。その場合、「学齢期における発達支援」が単独の項目になる。事務局内で検討してもらうことは可能か。

【事務局】

前回計画では「乳幼児期からの発達支援」を掲げていたが、乳幼児期の施策は一定程度充実してきたとの認識から、今回は「学齢期における発達支援」と記載した。具体的な施策内容については、今後の議論の中で整理していく必要がある。

また、福祉教育については、学齢期に限らず大人も含めた広い対象に必要な取り組みであるとの認識から、項目名の前半に位置づけていた。前回計画では「福祉教育の実現」と掲げていたが、十分に達成できていない課題もあるため、引き続き検討が必要である。

そのうえで、福祉教育を「地域生活支援の充実」に含める案や、逆に福祉教育を残しつつ発達支援を別項目に移す案など、複数の整理方法が考えられる。したがって事務局の方で再度検討し、次回の審議会で改めて提案したいと考えている。

【会長】

福祉教育以外の重点項目についてはこの会議で合意を得られたものとする。

福祉教育を「地域生活支援の充実」の下位項目として組み込む案が一つの方向性として示されたが、福祉教育が「教育・保健・医療」の体系に属するのか、あるいは「啓発・広報・情報」の体系に属するのかによって、整理の仕方が変わるのでないかと考えた。教育として扱うのか、啓発として扱うのかで、重点施策との関連付けが異なるため、体系上の位置づけを踏まえた検討が必要である。

【委員】

基本理念に用いられている「普通」という表現について気になる点がある。障害のある人は周囲から「普通ではない」と見られることがあることから、あえて基本理念にこの言葉を用いているのかとも考えたが、それでも気になる表現である。

資料 1-2 に記載されている「自分らしく」、あるいは「ありのまま」といった表現の方がしっくりするが、他の人はどう感じているのか。

【会長】

基本理念のスローガン「すべての人が心豊かに普通に暮らせる社会へ」に含まれる「普通に」という表現について指摘があった。「普通」という語はノーマライゼーションの日本語訳として用いられることが多いため、そこから来ていると考えられる。しかしノーマライゼーションの提唱者自身が「その人が無理をせず、自分らしく生きられること」と定義しているため、委員が提案した意見の方が本来の意味に近いと考えられる。

【事務局】

基本理念に関する資料の表現について誤りがあった。今回提示した「すべての人が心豊かに普通に暮らせる社会へ」という文言は、第5次の策定時に使用した資料

を引用してしまったものであり、現行の第 5 次計画の基本理念文とは異なる。

正しい基本理念は資料 1-2 に記載されている「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」である。したがって、「普通に暮らせる」という表現は現行計画の理念文には含まれておらず、今後の議論は資料 1-2 の基本理念および基本目標をベースに進めてもらえたらと思う。

【会長】

現行の基本理念は、資料 1-2 に示されている「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」であり、今後の議論はこの理念文を基礎として進める。

【委員】

基本理念が今後変更される可能性があるのか。もし変更されるのなら、先ほど議論していた福祉教育について確認したいことがある。福祉教育の定義を特定の人だけを対象としたものではなく、地域住民を含む広い層に対して、障害に関する理解を深めてもらうための教育と認識している。障害のある人やその家族が社会の中で受け入れられ、共に暮らしやすい環境をつくるためには、地域全体に障害理解が浸透することが重要であり、そのための取り組みが福祉教育であるという理解でいいのか。

【事務局】

今回の長期推進計画は行政計画であり、行政がどのように施策を発信し、実行していくかを示すかによって決まる。今後行動計画や個別の計画が策定される段階では、行政や教育委員会、学校などがどのような取り組みを行うかを具体的に示す形になる。

【委員】

福祉教育の位置づけについて、より上位の概念として扱うべきではないかと思った。基本目標について今後議論が可能なのであれば、障害者本人だけでなく、その家族も含めた視点も盛り込んでほしい。

【事務局】

資料 1 に示した基本目標の記載について、現行の第 5 次計画における正式な基本目標と一致しているかどうか自信がない。基本理念および基本目標については、改めて正確な内容を確認したうえで、必要に応じて案を整理し直す。

【会長】

この場で福祉教育の定義について、最低限の共通理解が必要だと感じた。福祉教育には複数の捉え方があり、最も狭い意味では障害児を対象とした特別支援教

育を指すが、より広い意味では、一般の子どもたちとの交流教育を含め、さらに広義には地域住民全体を対象とした障害理解の促進や啓発活動も含まれる。したがって福祉教育は、教育分野と啓発分野の双方にまたがる広い概念になる。具体的にどの重点項目に落とし込むかについては、今後事務局において検討を進めていく。

2) アンケート調査集計結果(速報値)の中間報告について

【事務局】

資料に関する説明

【会長】

アンケート結果についてはまだ集計途中であり、現段階で傾向を断定するような議論は難しい。しかし今回の Web 回答は全体の約 4 割弱を占めているが、スマートフォンでの回答に限定されていたため、パソコンから回答できればさらに回答数が増えた可能性があったという反省点が事務局から挙げられた。

ちなみに前回の回答率は何%だったのか。

【事務局】

前回(令和3年度、障害福祉計画のみの策定時)は、非所持者が 32.1%、手帳所持者が 42.8%だった。前々回(令和2年度、今回と同様に長期推進計画と障害福祉計画を同時策定した年)は、非所持者が 38.4%、手帳所持者が 53.0%だった。回答率は年々低下している傾向にあるが、前々回は送付対象の構成が異なり、身体障害者の割合が高く、かつ高齢層が多かったため、回答率が高くなった可能性がある。高齢層は比較的回答率が高い傾向があるため、単純に前々回より回収率が下がったことを問題視する必要はないと考えている。

【会長】

今回のアンケート結果について、前々回との単純比較は対象者構成が異なるため適切ではないとの整理が示された。しかし、前回・前々回はいずれも障害者手帳所持者の回答率が非所持者より高かったのに対し、今回は非所持者の回答率の方が高くなっている点について気になった。この変化の背景として、Web 回答がスマートフォン限定であったことが影響している可能性も否定できない。

【事務局】

現時点での集計状況を見る限り、回答の多くを 50 代以上の層が占めている。この状況を踏まえ今後調査する際には、障害者手帳所持者の中でも特に若い世代、すなわち 10 代～30 代の当事者からどれだけ回答を得られるか工夫する必要があると認識している。

【会長】

今後調査を実施する際に気を付けてほしいことがあれば意見を求めたい。

【委員】

とあるろう者からこんな体験を聞いた。そのろう者に知的障害はないものの、日常的に手話で生活しており、日本語の文章読解が難しいため、アンケートの内容を理解することが困難であったという。特に、設問の分岐の指示が理解しづらく、回答に支障があったと報告があった。そのため、当該ろう者は障害福祉課を訪れ、手話通訳を介して説明を受けたうえで、ようやく回答が可能になったという経緯があった。

【会長】

今回のアンケートの設問分岐は多かったものの、前回よりも分かりやすく整理されていたと思う。それでもなお理解が難しい場合があることが確認された。

【委員】

回答した年齢の内訳について、これは前回とほぼ同じなのか。

【事務局】

前回と今回のアンケート集計方法が異なるため、現時点で提示している資料2-2と前回資料を単純に比較することは難しい。前回の資料では、身体・知的・精神の区分ごとに年齢層別の構成が示されており、さらに今回の資料はまだ回答数が少なく、年齢層の割合も参考値として扱うには不十分であるため次回の検討会で改めて提示する。

【委員】

前回は回答する年齢層が高めだったのかを確認したかった。アンケート回答には投票行動に近い性質があるのではないかと考えている。施策に意見を反映させたいという意識が強い層は、比較的高齢の当事者に多い一方で、若年層はまだその段階に至っていない可能性がある。また、若い世代は「自分の意見が施策に反映される」という実感を持ちにくいと考えている。そのため前回の結果と比較したいと考えた。

【会長】

今回のアンケート結果について、現時点ではデータが十分に揃っていないものの、年齢が高い層ほど回答してくださる傾向にあるのではないかと考えている。その傾

向になりがちなのは時間的余裕やこれまでの経験値の違いなど、複数の要因が影響している可能性がある。こうした背景を踏まえると、アンケート結果を分析する際には、年齢層による回答率の偏りが前提として存在することを明示する必要があるのではないか。

また、アンケートに回答している人は、何らかの思いや問題意識を持っている層であり、回答しない「声なき声」をどうすくい上げるかが今後の重要な課題であるとの指摘があった。アンケートには限界があるため、その特性を踏まえたうえで計画策定を進める必要がある。

【委員】

近年、中学校で支援学級に在籍している生徒の中にも、高校や大学への進学を希望するケースが増えており、通信制高校など多様な進路が選択肢として広がっている。その一方で、支援学級担当教員が進路支援に悩む場面も多く、障碍特性のある生徒が進学を希望する場合に、どのような支援が必要かを把握しなければならない場面が増えてくると思う。

また、かつては支援学級が「生活自立」を主目的とする場であったが、現在は「学習の遅れを丁寧に見てもらうために支援学級を選ぶ」という保護者の考え方が増えており、支援学級に在籍しながら一般高校への進学を目指す生徒が多くなっている。こうした変化を踏まえ、今後進学希望のある生徒への支援の在り方や、保護者・学校への啓発の必要性について分析してみるのはどうだろうか。

【会長】

現時点ではデータが完全には出揃っていないものの、学齢期の障碍のある子どもたちの進学希望が以前と比べて高まっている傾向が見られる可能性がある。実際に、高校や大学等への進学者数が増加しており、受け入れる側の教育機関も徐々に広がってきているという事実がある。

こうした変化を踏まえ、今後の計画策定においては、「何が必要な支援なのか」を丁寧に掘り下げていくことが重要である。例えば特別支援学校から普通高校等への進学支援に限らず、特別支援学校に在籍する子どもや障碍のある子どもを対象とした塾といった学習支援、進学先・受け入れ先における合理的配慮の提供体制をいかに実現していくかといった点が、今後の検討課題として挙げられると考えられる。また、これらの取り組みは行政だけで完結できるものではなく、教育機関等をどのように巻き込んでいくかが大きな課題となる。それを踏まえ、計画策定にあたって色々意見を出してもらえたらと思う。

【会長】

ちなみに聞いた話によると、専門学校に進学する障碍のある学生、特に発達障碍や知的障碍のある学生が専門学校へ進学するケースが近年増えており、受け入れ

る側である専門学校の教員が、どのように合理的配慮を提供すべきかについて大きな課題を抱えている。

【委員】

障害のある子どもが普通校や高校へ進学する際、どのような支援が受けられるのか保護者が大きな不安を抱えている現状がある。進学先の選択肢は広がってきているものの、実際にその学校でどのような支援が提供されるのか、将来の見通しがどう描けるのかといった点が明確でないため、保護者が進路選択に迷いや不安を感じるケースが多い。この点についても計画に盛り込んでいくべきであると考えている。

【会長】

計画策定にあたっては、障害のある子どもが進学を希望する際に本人および家族が抱える不安を丁寧に把握し、その不安をどのように解消できるかを検討する必要がある。

また、宝塚市として実現可能かどうかは別として、検討すべき課題を計画の中に位置づけることで、どの部分に力を入れるべきか、行政や保護者がどのように関わるべきかといったイメージが共有しやすくなる。具体的な施策を明記できない場合でも、「こうした課題について検討を進める必要がある」といった一文を計画に盛り込むだけでも、当事者や保護者の不安軽減につながる可能性があるのではないかと。計画策定に向けて引き続き協力をお願いしたい。

【会長】

時間の都合もあるため、ここまでの議論については一旦区切りをつけ、もし言い残した点があれば最後に改めて伺う。次に3つ目の議題に移りたいと思う。

【委員】

資料には掲載されていないが、「居場所がありますか」という質問が非常に重要になると思う。居場所があると回答した人と、居場所がないと回答した人では、回答に大きな差が見られると思うので、大人・子どもといった区分だけでなく、「居場所の有無」でも分析をしてほしい。

また資料では「仕事をしたくない」と「仕事ができない」という回答が一括りに集計されているが、この二つは意味が大きく異なり、対等な立場で扱うべきではないため、分けて集計すべきであると考えている。

【会長】

前回議論した点について、どのような結果になったかを確認する必要があると認識している。特に「居場所」に関する設問は、社会福祉協議会からの強い要望を受

けて今回のアンケートに盛り込んだ経緯があり、「居場所」の解釈が回答者によって大きく異なる可能性があるため、データの解釈も難しくなっているのではないかと考えられる。

また「仕事ができない」「仕事をしたくない」といった回答項目についても、例えば自身が弁護士の仕事はできないように、回答者の解釈によって「できない」の意味が変わり得る可能性がある。まずはデータが出揃った段階でどのような傾向が見えるのかを確認し、必要に応じて分析方法や分類の仕方を検討していきたい。

次の議題に入りたいと思う。

3)次期障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本的な指針(案)について

【事務局】

資料に関する説明

【会長】

長期計画は障害者基本法に基づく6年計画であるのに対し、今回の障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく3年計画である。障害福祉計画については、国から示される基本指針に沿って策定する必要があり、特に国が重点化している事項が計画に反映されている。例えば新たに設けられた「就労選択支援」、本人が望まないにもかかわらず自らサービス等利用計画(セルフプラン)を作成せざるを得ない状況への対応、さらに近年相次いでいる就労系サービスやグループホームの不祥事を踏まえた「質の確保」が重要な課題となっている。

計画策定にあたっては基本的に提示された資料に沿って進めざるを得ないが、説明が不足している点や、より詳しく知りたい箇所があれば遠慮なく質問してほしい。

【委員】

「ガイドラインを踏まえた意思決定支援」という表現の意味が分からず、どのような内容を指しているのか説明してほしい。

【事務局】

意思決定支援については、国が示すガイドラインを踏まえて進めるという意味であり、詳細な内容は今後正確な文章として示される予定である。現時点では、まず項目として理解しておいてほしい。

【会長】

厚生労働省が2021年に公表した意思決定支援ガイドラインに基づいて進めると

という意味であり、ガイドラインはインターネットからダウンロードして確認できる。他に補足してほしい箇所はあるか。

【委員】

資料3には「ピアサポート等の重要性を記載」と記されている。それを踏まえたうえで、アンケートの結果をみると、「ピアサポーターに悩みを相談している」と回答した人が0であったことが示されている。この結果から、宝塚市としてピアサポートの取り組みをより強化すべきであると思った。例えばピアサポートの周知・宣伝を進める、ピアサポーターの養成に力を入れることが必要なのではないか。

【事務局】

指摘にあった通り、ピアサポート活動については宝塚市として弱い部分があり、今後力を入れていく必要があると認識している。国においては令和3年度からピアサポートに関する加算が設けられるなど、障害福祉サービスにおけるピアサポーターの活躍を強く推進している状況であるが、本市は現時点では取り組みが遅れているという現状がある。

この状況を踏まえ、令和6年度から社会福祉協議会に対し、ピアサポートに特化した事業を委託しており、今後はピアサポーターの養成や活動の充実を中心に取り組みを進めていく方針である。また、今回の計画に反映する際にはピアサポートに関する記述を盛り込む方向になると考えている。

【会長】

ピアサポーターについては宝塚市としても力を入れていく必要があるため、計画策定の際には意見をもらえたらと思う。

【委員】

協議会に障害当事者が参画することの重要性が資料に記載されている点について、宝塚市の現状がどうなっているのか、また協議会とは具体的にどのような会議なのかを確認したい。

【事務局】

協議会に障害当事者が参画することの重要性について、資料3の4ページにある「相談支援体制の充実・強化等」に記載されている市町村における協議会での個別事例の検討を通じた地域課題の解決という観点とも関連する。主な協議会としては、自立支援協議会が挙げられる。そこで専門部会や全体会・定例会が開催されており、障害当事者が参加し、当事者の声を地域課題として吸い上げていく仕組みが求められている。

現状として、当事者の参加は以前より増えてきているものの、全体としてはまだ十

分とは言えず、今後さらに積極的に参加を促し、取り組みを強化していく必要がある。

【会長】

先ほどの「協議会とは何か」という質問とも関連するが、ここで示されている協議会は障害福祉計画が障害者総合支援法に基づくものであるため、同法に位置づけられた協議会、すなわち自立支援協議会を指すことになるという理解で合っているか。それ以外の協議会は含まれていないか。

【事務局】

詳細は指針を確認しなければならないが、自立支援協議会を意味すると認識している。

【会長】

他に質問等はあるか。

【委員】

基本理念について議論した内容とも関連するが、資料3に記載されている「障害者スポーツを通じた共生社会の実現の重要性」について共有したい。議論の中では「スポーツ」という言葉があまり出てこなかったことと、国が基本指針の見直しで示している点を踏まえ、宝塚市としても今後の検討課題として「スポーツ」を計画にどう位置づけるかを考えてほしい。

【事務局】

障害者スポーツに関する社会参加の促進について、国の指針で障害福祉計画に明記することが求められれば市としても記載が必要になる。また、都道府県計画に位置づけられた場合には、市としても障害者スポーツの取り組みを長期推進計画など別の計画に反映させることが考えられる。障害福祉計画は全国共通のルールに基づくため、柔軟な対応は長期計画側で行うことになる。

【会長】

この資料に記載されている内容は国の指針となるため、基本的に沿って進めざるを得ない。ただし、障害者スポーツの具体的な内容や位置づけについては、市として意見を反映できる余地があるため、今後の検討時には意見を寄せてほしい。

【会長】

全体を通して言い残したことや気づいたことがあれば発言をお願いしたい。

【委員】

基本理念について、「共生社会」が「普通に暮らせる社会」に変更された理由を知りたい。「普通」という表現の意味を確認したかったが、すでに議論があったと理解した。

またアンケートの配布数について、全体で 3,000 部だと認識していたが、資料には所持者の送付数が 3,000 部、非所持者が 1,000 部と記載されていた。自身の理解が誤っていないかを確認したい。

【事務局】

基本理念については、前回の計画策定時の内容を引用してしまった。今の基本理念となるのは、資料1に示されている「全ての人自分らしく暮らせる共生社会へ」になる。その下にある1～4の基本目標については維持するのか、もしくは次回の審議会では素案を提示する際に、取り組み内容に応じて理念や目標を部分的に修正する必要があるかどうか、意見を求めたいと考えている。

またアンケートについて、前回と同様に、障害者手帳非所持者 1,000 件と、手帳所持者 3,000 件の計 4,000 件を対象として実施しており、この点は前回と変わらない。

【会長】

アンケートの回答率について、例年は障害者の方の回答率が高い傾向にあるが、今回は逆の結果となっており、その理由について疑問が示された。また、Web 調査がスマートフォンのみで回答可能であった点について、パソコンからも回答できれば回答率がさらに上がったのではないかという指摘があった。

他に意見はあるか。

【委員】

2点ある。まず1点目は資料3の2ページに記載されている「意思疎通支援従業者の養成、派遣体制の整備」について、ろう者にとって手話通訳者の存在は生活や意見表明に不可欠であり、宝塚市としてもこの分野に強く力を入れて取り組んでほしい。

2点目はアンケートの結果について、差別を受けた場所として「学校・保育園・幼稚園等」が70%と最も高い割合を占めていた点に驚いた。この結果が、いじめによるものなのか、学校側の理解不足によるもののかなど、背景の分析をすることは可能か。

【会長】

意思疎通支援者の確保について、宝塚市には手話施策推進地域協議会が設置されていることから、まずは同協議会において検討を行い、その結果を障害福祉計画

側へ反映させる形にした方がよいのではないか。意思疎通支援には手話だけでなく、要約筆記や点字など多様な支援が含まれるが、手話の占める割合が大きいことから、この場で全てを決定するのではなく、同協議会での検討が重要であると考え

る。
また差別を受けた場所に関するアンケート結果についても、差別解消地域推進協議会で必要な対応策を検討したうえで、本計画に反映させるべきと考えている。

来年度の計画策定にあたっては、障害福祉計画以外の関連協議会とも連携し、相互に意見をやり取りしながら進めていくことが望ましいのではないかと

【事務局】

手話施策推進協議会および意思疎通支援協議会などにおいて、障害福祉計画の方向性を共有しながら議論を進めることが可能である。これらの協議会では、従来から継続している事業も多く、今後国の指針が示された際には、その内容を踏まえて説明を行い、必要に応じて小委員会での議論や手話施策推進協議会等への報告も行っていきたいと考えている。

【会長】

計画策定において、関連する他の協議会とも連携しながら進めていきたい。

【委員】

基本理念について、先ほどの議論で「普通」という言葉に多くの委員が違和感を抱いた。マジョリティとマイノリティの関係性を踏まえると、一般に「普通」とされる状態は多数派の経験を基準として無意識に選ばれている可能性がある。例えば、緊急放送が音声で流れることはマジョリティにとっては「普通」であるが、音声を聞くことができないろう者にとってはその「普通」は成立しない。「普通」という表現について、無意識のうちにマジョリティの価値観を前提として選ばれてしまう可能性がある。

また「平等」という言葉も一見適切に思えるが、例えば走る場面を例にすると、同じスタートラインに立つことが必ずしも公平ではなく、車椅子利用者と歩行者では必要な条件が異なるように、真の平等とは個々が自分らしく力を発揮できる環境を整えることであると考えている。

理念の表現がマジョリティの視点に偏っていないかを事務局において再検討し、検討課題として整理してほしい。マジョリティにとって「当たり前」であることが、当事者にとっては当たり前ではなく、その「当たり前」を無意識に忘れてしまうことこそが最も危険であるため、理念の見直しにあたってはこの点を十分に考慮してほしい。

【会長】

先ほどの議論に関連して、マジョリティとマイノリティの「普通」は一つではなく、マイノリティの中にも多様な「普通」が存在する。例えば、ろう者と難聴者では「普通」と

感じる基準が異なり、ろう者と知的障害者でもまた異なる。そのため、特定の立場の「普通」や「当たり前」を基準に計画を作ることは適切ではなく、多様な「普通」がせめぎ合いながら落としどころを見つけていくことこそが共生社会の姿であると考えている。

最後に、時間が迫っていることから、特段追加の意見がなければ、今後のスケジュールについて事務局から説明を受けて会議を終了したい。

(3)閉会

【事務局】

- ・社会福祉審議会の予定について
- ・次回小委員会の予定について